

# 錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年4月25日（水）午後3時から

2、開催場所 錦江町役場本庁2階会議室

3、出席委員（20人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第4号 耕作放棄地調査の非農地の取り扱いについて

議長 | 只今より平成24年度第1回錦江町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会の出席は全員出席であり（欠席者ありの場合；20名中 名で定足数に達しており）、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を20番基 委員と1番近川委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局

（会務報告と説明）

議長

只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員

（発言なし）

議長

ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

農地法第3条許可申請 受付番号1号 譲渡人は、T自治会にお住いのK, jさんで譲渡理由は売買です。申請地は、田代川原字小牧ノ下1223番地、地目は台帳現況とも田、地積は984㎡となっています。

譲受人は、K, Tさん50歳でT自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地の田が3589㎡、畑が434㎡合計7932㎡です。

譲受理由は売買となっています。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の装備については、トラクター、耕運機を所有されています。

農作業従事については、年間従事できるような記載があり、農業歴20年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。

調査委員は1番の近川委員となっています。

次に受付第2号 譲渡人はS自治会にお住いのM, Mさんで譲渡理由は売買です。経営規模は、自作地の畑が2375㎡、貸付地の田が1725㎡の合計4100㎡となっています。

申請地は、田代川原字馬渡1700番地1、地目は台帳現況とも畑、地籍は498㎡です。

譲受人は、M, Mさん53歳でT自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地の田が3397㎡、畑が7798㎡合計11195㎡です。譲受理由は、売買となっています。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の装備については、トラクター、耕耘機を所有されています。

農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴30年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。

調査委員は1番の近川委員となっています。

次に受付第3号 譲渡人はK市在住のT, Tさんで譲渡理由は売買です。

経営規模は、自作地の田が402㎡、畑が86㎡合計488㎡となっています。

申請地は、田代川原字宮前321番地、地目は台帳現況とも田、地籍は402㎡です。  
譲受人は、T、Kさん24歳でT自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員3、労働力3、農地の所有については自作地の田が5625㎡、畑が6622㎡、貸付地の田が3784㎡合計16031㎡です。譲受理由は売買となっています。  
農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。  
農機具の装備については、特にありません。  
農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴3年以上の経験があるようです。  
農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。  
調査委員は1番の近川委員となっています。

議長 近川委員調査報告をお願いします。

1番近川委員 すべての条件は満たしておりますが、事務局から説明があった通りでございます。4月23日に現地調査を実施し、確認いたしました。事務局、会長立会いの下いたしました。K、JさんとK、T君とはいとこ関係にありまして、特に問題はないと思います。価格につきましては40万円ということでありまして、

次に2番のM、Mさんですが、U、Mさんとの売買であります。Uさんは後継者もおりまして、牛を中心に活発に農業を営んでいらっしゃる奥さんでございます。これは価格が50万円です。3番のT、Tさんでございますけれども、こちらは非農家であって、T、Kさんが買われて、当初価格がはっきりわからなかったところですが、

事務局 申請書の中で35万というように記載がされています。

近川委員 35万円ということですので。以上でございます。

議長 只今近川委員から調査報告がありましたが、質問あるいは異議はありませんか。

鈴委員 ただいま譲渡理由で売買とできておりますが、従来は規模拡大なりそれなりの理由があり、確かに売買ではあります。ちょっと理由にはならないと思いますが、

事務局 以前はですね、提案書を書くときにお互いに譲渡理由というのを書く様式になっていたんですが、前局長と打ち合わせをいたしまして譲渡理由の場合に売られる方が、ほとんどが農業廃止であったり、規模縮小であったり大体の理由がわかっているというか、買われる方は規模拡大ということで、あえて贈与か売買かの要件だけをいれるようにしたらどうかということで判断しまして、その案件が売買であったか贈与関係であったか等の報告だけをするということしております。

議長 ほかにございませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」採決します。議案第1号は原案どおり許可することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に議案第2号農業経営基盤強化促進法第13条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第2号について説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権設定受付番号1号について説明いたします。  
譲渡人は、Y、KさんでY自治会の方です。申請地は、3筆ありまして  
1筆目は、城元池ノ尾4613-4番地、地目は台帳現況ともに畑、地籍は2,759㎡  
2筆目は、城元池ノ尾4615-1番地、地目は1筆目と同様です、地籍は2,957㎡  
3筆目は、城元池ノ尾4615-2番地、地目は2筆目と同様です、地籍は2,519㎡以上3筆合計8,235㎡の地籍となっています。  
譲受人は、Y、MさんでY自治会の方です。経営規模は、世帯員7人、労働力4人、自作地76,076㎡、小作地3,602㎡葉たばこ、甘藷を中心に幅広く経営されています。  
取得要件等について担当委員から調査報告をお願いします。調査員は18番の安水委員となっています。

議 長 | 安水委員、調査報告をお願いします。

18番  
安水委員 | この件につきましては、売り手も買い手もY自治会の方でございます。買い手のY、Mさんですけれども認定農家でもございまして、まだ40歳代という若い方で後継者として帰ってこられて頑張っているらしいです。事務局からあったとおり葉たばこ甘藷、大根等の大規模農家であります。価格につきましては総額で4,300,000円、反当にしましたら520,000円ちょっととなると思われまして、場所につきましても立地的に平坦地の方なんですけれども一等地の場所でありまして、いろいろな方がよくほしいと言われたところなんですけれどもMさんが買いたいということで、あっせんの中で合意に至りMさんに決まりました。Mさんにつきましては機械等も十分所有、管理されており、畑の方も十分管理されていますので、何ら問題はないと思われまして、審議の程よろしくをお願いします。以上です。

議 長 | ありがとうございます。安水委員から報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法第13条4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」採決します。議案第1号、受付番号第1号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第13条4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」の受付番号第1号は原案のとおり決定しました。

議 長 | 次に同じく議案第2号の受付番号2号について事務局から説明をお願いします。

事務局 | それでは議案第2号「農業経営基盤強化促進法第13条4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」の受付番号2号について説明いたします。  
受付番号2号の譲渡人は、I、TさんでK町の方です。  
申請地は神川外戸口1072-1番地、地目は台帳現況ともに畑、地積は1,842㎡です。  
譲受人は、K・K、I、SでT自治会所在です。経営規模は、世帯員3人、労働力3人、自作地はなく小作地が40,675㎡となっており、お茶専業です。  
取得要件等について担当委員から調査報告をお願いします。調査員は7番の牧原委員となっています。

議 長 | 牧原委員、調査報告をお願いします。

7番  
牧原委員 | はい、報告いたします。I, TさんはK町にお住いの方で、出身はこちららしいのですが、農業はされておりません。あと残った分についてT自治会の丁度上場団地の中心地にあります。譲受人のI, Sさんですが認定農家であり、農地の利用等は十分に管理をされておりまして意欲と能力十分にあります。後継者もいらっしやいまして、今後も一生懸命されているところでございます。値段につきましては、反当500,000円ということで、合計で921,000円が金額になります。なんら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 | ありがとうございます。牧原委員から報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法第13条4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」採決します。議案第1号、受付番号第2号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第13条4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」の受付番号第2号は原案のとおり決定しました。

議 長 | 次に議案第3号農業経営基盤強化促進法第13条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第3号、受付番号1号から6号について説明いたします。  
受付番号1号2号の貸し人は、K, HさんでI自治会の方です。申請地は  
1号が田代川原池野後4326-2番地、地目は田、地積は884㎡です。  
2号は田代川原池野後4326-3番地、地目は田、地籍は1, 364㎡となっています。  
貸付期間は、平成24年5月1日から平成29年12月14日まで、小作料は使用貸借ということではありません。

借り人は、K, KさんでU自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力3、自作地1,114㎡、小作地24,257㎡でインゲンを中心に栽培されています。農業機械等の所有状況は、管理機、動噴、草払機等です。

調査委員は、3番の東郷委員となっています。

次に、受付番号3号の貸し人は、M, HさんK自治会の方です。申請地は、

城元鷲ヶ迫枝2753-1番地、地目は畑、地籍は4,261㎡の内1,000㎡です。

貸付期間は、平成24年5月1日から平成27年12月14日まで、小作料は1・2号と同じく使用貸借のためありません。

借り人は、M, TさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1で自作地2,055㎡で野菜類を栽培されています。農業機械は、トラクター、管理機、軽トラック等を所有されています。

調査委員は、15番落司委員です。

次に受付番号4号5号の貸し人は、M, SさんS県在住の方です。申請地は4号が城元亀ノ子5968-12番地、地目は田、地籍は2,287㎡、5号が城元亀ノ子5968-13番地、地目は田、地籍は781㎡となっています。貸付期間は、平成24年5月1日から平成27年12月14日まで、小作料は米150kgと24,000円です。

借り人は、T, YさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地14,361㎡、小作地32,289㎡で甘藷、水稻の複合経営を営んでいらっしゃいます。農業機械は、トラクター、コンバイン、軽トラック等を複数所有されています。

調査委員は、18番安水委員です。

次に受付番号6号の貸し人は、N, YさんK自治会の方です。申請地は、神川寺ノ上4874-1番地、地目は畑、地籍は1,431㎡です。

貸付期間は、平成24年5月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10,000円です。

事務局 借り人は、M, YさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力3、自作地はなく、小作地が7,417㎡で水稻、ジャガイモ、人参の複合経営をされています。農業機械は、トラクター、田植え機、管理機、軽トラック、ハーベスタ等を所有されています。調査委員は、19番徳永委員です。

議長 それでは、東郷委員、落司委員、安水委員、徳永委員の順に調査報告をお願いします。初めに東郷委員をお願いします。

3番東郷委員 報告いたします。貸し人のK, HさんはY場に勤めておられて、以前は両親が田を管理しておられたわけですが、現在はもう管理されていけませんので、また本人もY場勤めで管理全般がむずかしいということのため、ここ何年か田は耕運のみされてそのままだったんですが、今、K, K君が手広くショウガ、インゲン等をするため借りたということです。Kさんから田を荒らすより活用して欲しいということで現在、すでに当該地にインゲンを植えておられました。機械等もそろって、今頑張っていると思いますので、何ら問題もないと思いますので、審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。次に落司委員をお願いします。

15番落司委員 報告いたします。M, Tさんは、ここの以前の局長でございまして、使用貸借という形であります。畑は鳥ノ巣の少し上でありまして、内容としましては農地のすべてを耕作していると認められますが、必要な農作業に常時従事しているものと思われます。また、利用権等を受けている土地を有効に利用されております。そのような中で今までは人に貸していた田もあるわけですが、農業に取り組み馬鈴薯とか野菜等を作る中で、貸していたものも返していただいて、この分も合わせて野菜等を作るということでございます。農機具等も話を聞きますと、今度新しく動噴も購入されたということで管理にも力を入れたいということでありました。以上で終わります。

議長 ありがとうございます。次に安水委員をお願いします。

18番安水委員 説明いたします。貸し人のM, SさんですけれどもS県に在住です。おばあさんがまだS自治会の方にいらっしゃいますので連絡は十分取れると思います。場所につきましては城元亀ノ子なのですが、ここはI学校をはさんだN自治会の間の川沿いの田で2,3年前に構造改善をした所です。T, Yさんにつきましてですけれども、事務局から説明がありましたとおり甘藷、水稻を中心にした大規模農家でありまして、認定農家でもございます。農地の利用状況も十分管理されております。それと機械等も十分使用管理されています。意欲、能力ともに十分ある方だと認められます。認定農家でもございますので、幹旋の方に問題はないと思われますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に徳永委員をお願いします。

- 19番 徳永委員 6号について説明いたします。貸し人のN、Yさんの土地は昨年までお兄さんがじゃがいもを作っていたらっしゃったということなんですけれども今回止められましたので、Mさんに貸すということになりました。Mさんは、主に馬鈴薯と人参の農協出荷の方をされております。特に人参を作るところは田の裏作として取り組まれますので、日当を直接契約で田を借りてそこに人参を作っているということでもあります。人参を作った後は、打ち直して米を植えてあげているという内容であります。今回の土地の場所には、馬鈴薯を植えるということをお聞きしており、出荷までという状況であります。本人さんは70歳近くなんですけれどもご夫婦と息子さんが土日管理されて仕事されております。借りてる場所は、小作地ではなかったんですけれども直接契約を含めると1町5反ほどありますが、いずれの場所もよく管理をされております。また、雇用も述べ300人ほどされており、意欲のある方です。尚、借り賃の10,000円なんですけれども反当7,000円でお互いの話し合いでなったんですが、端数が出ますので切り上げて10,000円ということで話がついております。意欲のある方で、何ら問題はないと思われま。審議の方よろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございます。4人の委員から報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。
- 鈴委員 4号、5号について質問します。小作料が米150kgということですが、大体5俵ですよ。5俵とあとお金が24,000円、3反にしてはちょっと高すぎるのではないかと思います。
- 安水委員 これにつきましては、前の方との合意解約があってその後をTさんが借りるということで、前の方がO自治会の方でKに通いながら借りていらしたんですけれども今回もう耕作しないということで、合意解約があってその時の条件でTさんに尋ねたところ、それでも良いということとTさんが現在Mさんの周囲の土地をある程度借りているものから、それらの関係と今回の場所が構造改善の結果大きな土地となりましたので、2筆なんですけれども現状は1筆でありまして、大きな田で条件も良いということで、これまでの経緯と状況を話しまして本人が良いということでありましたので、このような結果となっている状況です。
- 全委員 なし。
- 議長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法第13条4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」採決します。議案第3号、受付番号第1号から第6号については原案のとおり決定することに異議ございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法13条4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」の受付番号第1号から第6号については原案のとおり決定しました。
- 議長 次に議案第4号 耕作放棄地調査の非農地の取り扱いについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 平成23年度末と平成24年度当初に実施しました耕作放棄地の調査を3名以上の農業委員の立会いの下実施し、非農地として判定していただいた内容を別添資料に掲載してあります。全4筆ありますが、3筆はT、N自治会のM、Tさん所有地1,989㎡で地目は山林となっています。後1筆は現在K市在住でT自治会出身のT、Tさんの所有地86㎡で地目は畑となっています。
- 議長 ただ今、耕作放棄地の調査で非農地と判定した農地について説明がありましたが、しばらくの間各委員ごとに確認をお願いいたします。
- 全委員 資料内容の確認

議 長 | それではこの件について、近川委員と基委員に調査をしていただきましたので、両委員から報告をお願いします。

20番  
基 委員 | 23日の午後2時から事務局3名、会長と私5名で現地を確認いたしました。この田代麓丸塚というところは国道448号のS橋、S自治会の藤山神社がございますけれども丁度その後でございます。現在、40年から50年の杉等が植えてあります。ということで認めざるを得ないと見てまいりました。もう1か所はですね、山手の方に入っていくんですが、ロノ野でございますが、ここも前述と同様に40年から50年生の杉が植えてあり、丸塚と同じく非農地として認めざるを得ないと思われま。

1番  
近川委員 | 次に田代川原小牧、T、Tさん所有の土地ですが道路から低くて86㎡ですが、現状は半分ぐらいしかありません。ここも23日事務局、会長立会いの下現地を調査しましたが現在竹藪になり、30年以上が経過しております。とてもではないですが畑に返せるような状況ではありません。場所は、T自治会からG自治会への町道沿いの直近の場所です。面積も狭く、Tさん本人も処遇に困っていらっしゃるような状況であります。このようなことで、非農地として認めざるを得ないと思われま。

議 長 | それではよろしいでしょうか。各委員共ご確認いただいたことと思います。異議または質問等ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第4号耕作放棄地調査の非農地の取り扱いについて採決します。議案第4号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがいまして、議案第4号耕作放棄地調査の非農地の取り扱いについては原案のとおり決定しました。

以上で平成24年度第1回錦江町農業委員会総会の附議事項を終わります。

会長

20番

1番

議事録調整者 折久木まり子